

第60回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 2025年6月27日(金曜日)午前10時
場所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウエスティンホテル東京
地下2階 スタールーム
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件

■ お土産の配布はございません。

Good luck. Good life.

SANKYO

株式会社 SANKYO

証券コード 6417

株主各位

証券コード 6417
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

代表取締役社長 石原 明彦

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第60回定時株主総会招集ご通知」及び「第60回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| ① 日時 | 2025年6月27日（金曜日）午前10時 |
| ② 場所 | 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| ③ 目的事項 | 報告事項
① 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
② 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以上

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

開催日時

2025年6月27日(金曜日) 午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月26日(木曜日) 午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日) 午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限りご出席いただけます。その際は、代理権を証する委任状を議決権行使書用紙と合わせてご提出ください。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよってのみ可能です。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

- インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる「新しいパスワード」を設定の上、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120 (652) 031 (9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、連結配当性向40%を目安とした業績連動型配当を行うことを基本方針としております。ただし、1株当たりの年間配当金については下限を20円と設定し、安定配当の要素も取り入れることといたします。

今後の利益配分及び内部留保の活用方法につきましては、業績連動型配当を基本としつつ、成長のための事業投資、自己株式取得による機動的な株主還元などに適正な配分となるよう有効活用してまいります。

上記配当方針に基づき、第60期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、13,255,735,740円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金100円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
①	再任候補者 毒島秀行	男性	取締役会長	100% (13回中13回)
②	再任候補者 小倉敏男	男性	代表取締役専務執行役員 商品本部長	100% (10回中10回)
③	新任候補者 高橋博史	男性	専務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	—
④	再任候補者 鶴岡淳子	女性	取締役秘書室長	100% (10回中10回)

- (注) 1. 小倉敏男氏及び鶴岡淳子氏の出席状況につきましては、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

再任候補者

ぶす じま ひで ゆき
毒 島 秀 行

生年月日 1952年9月30日生

所有する当社株式の数 8,000,000株

● 略歴、地位及び担当

1985年6月 当社常務取締役
1988年1月 当社専務取締役
1992年2月 当社代表取締役専務
1992年6月 当社代表取締役副社長
1996年6月 当社代表取締役社長
2008年4月 当社代表取締役会長CEO
2022年4月 当社取締役会長（現任）

● 取締役候補者とした理由

毒島秀行氏は、1996年に代表取締役社長に就任以来、遊技機関連事業に経営資源を集中することで当社の発展に寄与してまいりました。業界に先駆けた革新的な機種の開発・製造・販売を主導するとともに、SANKYOを企業グループとして拡大する戦略を打ち立て、現在の3ブランド体制の基礎を確立しております。2008年以降は代表取締役会長CEOとして、厳しい業界環境にありながら、業界のリーダー企業としてのポジション維持と安定した財務・経営基盤の確立に向けてリーダーシップを発揮し、株主価値向上に努めてまいりました。2022年4月からは、取締役会長に就任し、経営に関する豊富な経験と知見に基づき経営を監督しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者いたしました。

(注) 毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社マーフコーポレーションと当社の間には、不動産賃貸借の取引関係があります。また、毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社吉井カントリークラブと当社の間には、株主優待券使用提携の取引関係があります。

候補者番号

2

再任候補者

お ぐ ら と し お
小 倉 敏 男

生年月日 1962年3月12日生

所有する当社株式の数 45,000株

● 略歴、地位及び担当

- 2012年4月 当社執行役員知的財産本部長
兼知的財産部長
- 2015年4月 当社常務執行役員知的財産本部長
- 2018年4月 当社専務執行役員知的財産本部長
- 2019年1月 当社専務執行役員知的財産本部長
兼商品本部副本部長
- 2021年4月 当社専務執行役員知的財産本部長
兼商品本部副本部長兼開発部長
- 2022年4月 当社専務執行役員商品本部長
- 2024年6月 当社取締役専務執行役員商品本部長
- 2025年6月 当社代表取締役専務執行役員商品本部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

小倉敏男氏は、長年にわたり知的財産本部において、当社の知的財産戦略の責任者を担い、業界における当社の知的財産領域の強固なポジションの確立に尽力してまいりました。また、2022年4月からは専務執行役員商品本部長、2024年6月からは取締役専務執行役員商品本部長として、当社グループのブランド価値向上を推進し、市場シェア向上を果たすなど、事業部門をリードしております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者としていたしました。

（注）小倉敏男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

新任候補者

たか はし ひろ し
高 橋 博 史

生年月日 1962年7月14日生

所有する当社株式の数 27,000株

● 略歴、地位及び担当

- 2018年4月 当社執行役員管理本部副本部長
兼経理部長
- 2021年6月 当社執行役員管理本部副本部長
兼経営企画部長兼経理部長
- 2022年4月 当社常務執行役員管理本部長
兼経営企画部長
- 2024年4月 当社専務執行役員管理本部長
兼経営企画部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

高橋博史氏は、経理部長、経営企画部長、管理本部長など、財務・管理・経営企画を中心とした管理部門の要職を歴任し、幅広い業務経験と高い専門性を有しております。また、持続的な企業価値向上に向け、株主・投資家との建設的な対話や開示資料の充実のほか、ESGやサステナビリティの推進にも注力し、当社グループの経営基盤の強化に尽力してまいりました。

当社は、同氏の高い見識と豊富な経験を活かし経営に関与することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

(注) 高橋博史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任候補者

つる おか じゅん こ
鶴岡 淳子

生年月日 1962年2月23日生

所有する当社株式の数 54,300株

● 略歴、地位及び担当

1996年6月 当社社長秘書
2001年4月 当社総務部秘書課長
2019年4月 当社会長秘書
2024年4月 当社秘書室長
2024年6月 当社取締役秘書室長（現任）

● 取締役候補者とした理由

鶴岡淳子氏は、長年にわたり経営トップの秘書を務めてきたことから、会社経営、事業、及び組織マネジメントに精通しており、当社グループの事業運営と成長を支えてまいりました。2024年6月からは取締役秘書室長として、豊富な知見と多角的な視点を活かし、当社グループの経営の健全性と透明性の向上、ならびに適切な意思決定及び監督機能の強化に貢献しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者としたしました。

(注) 鶴岡淳子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックスについて

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は、以下のとおりです。



	氏名	性別	当社における地位・担当	企業 経営	人事・ 人材	管理・ 経営企画・ 財務	開発・ 製造	マーケティ ング・プラン ディング	サステナ ビリティ	法務・ コンプライ アンス
取締役	毒島 秀行	男性	取締役会長	●	●	●				●
	小倉 敏男	男性	代表取締役社長CEO兼COO	●	●		●	●		
	高橋 博史	男性	代表取締役副社長執行役員 経営企画部管掌	●	●	●			●	
	鶴岡 淳子	女性	取締役秘書室長	●	●				●	●
取締役 (監査等委員)	五十嵐 洋子	女性	取締役常勤監査等委員		●	●	●			●
	石山 俊明	男性	取締役監査等委員			●				
	木谷 太郎	男性	社外取締役監査等委員 社外 独立							●
	山崎 博行	男性	社外取締役監査等委員 社外 独立	●		●			●	
	三浦 厳嗣	男性	社外取締役監査等委員 社外 独立	●		●		●		

各人の有する専門性と経験等に基づき、当社が特に期待する分野（最大4つ）に●をつけております。

上記一覧表は、各人の有する全てのスキル等を表すものではありません。

(ご参考) スキルマトリックスの概要

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化と、権限委譲による迅速な意思決定及び業務執行の実現を目的として、2024年6月開催の株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社へと移行いたしました。また、2024年度を初年度、2026年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画「SANKYO VISION 25-27 -持続的成長への号砲-」を策定し、主力事業の競争力強化及び新規領域への展開を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、持続的な成長に向けて株主・投資家との建設的な対話に積極的に取り組んでおり、こうした対話を通じて得られた示唆をふまえ、中期経営計画の着実な推進とその監督強化に資する取締役会のスキルセットを再定義いたしました。

引き続き、経営の公正性・透明性・効率性を高めるとともに、ガバナンス体制の継続的な進化を図り、企業価値の持続的向上を目指してまいります。

スキル	スキルの概要
企業経営	持続的な成長に向け、強みである『開発』『製造』『販売』の総合力の発揮によりパチンコ・パチスロ事業や新規事業の成長を監督するためには、企業経営に関する実務的経験と戦略的視座を有する取締役が必要である。
人事・人材	人的資本経営の推進や、多様な人材の活躍支援、次世代リーダーの育成を通じて、組織の持続的な成長と競争力の強化を図るためには、人事・人材開発に関する知見と経験を有する取締役が必要である。
管理・経営企画・財務	中長期的な企業価値向上に向けた財務戦略の立案、投資判断、資本コストやROE等の指標に基づく経営管理、及び全社的な組織運営・リスク管理を的確に実施するためには、管理・経営企画・財務における専門的な知見と経験を有する取締役が必要である。
開発・製造	社是である『創意工夫』の精神のもと、他社が追従できないような「独創的な商品」の提供を通じて、製品競争力を強化し、市場の変化やニーズに柔軟かつ速やかに対応するためには、開発・製造分野における実務経験と専門知識を有する取締役が必要である。
マーケティング・ブランディング	多様なユーザーニーズを捉えた製品開発や、ブランド価値の向上を通じて、新規ファン層の獲得と市場シェアの拡大を実現するためには、マーケティング及びブランディングに関する専門的な知見と経験を有する取締役が必要である。
サステナビリティ	依存症対策を含む社会的課題への対応、脱炭素・人的資本など非財務領域に関する取り組みを通じて、企業の社会的信頼の確保と持続的な企業価値向上を実現するためには、サステナビリティに関する高度な知見と経験を有する取締役が必要である。
法務・コンプライアンス	業界特有の法規制への対応や、内部統制・コンプライアンス体制の強化を通じて、企業の健全な経営基盤を確立するためには、法務・コンプライアンス分野に関する専門的な知見と経験を有する取締役が必要である。

以上

事業報告 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるパチンコ・パチスロ業界は、スマートパチンコ機（以下、スマパチ）を対象としたゲーム性の拡充を契機に、スマパチの普及に進展が見られ、複数のヒット機種が登場するなど明るい兆しがあるものの、パチンコ市場の稼働状況は依然としてやや低調に推移しております。一方、スマートパチスロ機（以下、スマスロ）は順調に普及が進み、パチスロ市場の稼働は堅調に推移するものの、前年度の大型人気機種の反動や、スマスロの普及率が高まったことによる入替需要の一服感などから、総販売台数は前年度を下回る結果となりました。

このような状況の中、当社グループでは、パチンコ機関連事業におきましては、ゲーム性が拡充されたスマパチを積極展開することで需要を喚起し、主力タイトルのシリーズ機を中心に販売台数を積み重ね、3年連続のトップシェアを獲得することができました。ま

た、パチスロ機関連事業におきましては、2022年11月にスマスロ第一弾を発売以来、継続して高稼働機種を創出し、パチスロ市場における当社グループの存在感が増す中、その勢いを維持し、新規タイトルの好調な販売と増産ニーズへの対応により、販売台数を大幅に伸ばしました。その結果、当社として初めてトップシェアを獲得し、パチンコ・パチスロ両市場における年間トップシェア獲得という業界初の快挙を達成することができました。

以上の結果、連結売上高1,918億円（前期比3.7%減）、連結営業利益736億円（同1.5%増）、連結経常利益745億円（同1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益539億円（同0.4%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

セグメント別の業績

●パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、新規8タイトル（リユース機等を除く）を発売いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバーからくりサーカス2」（2024年11月）、「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア4」（2025年1月）、B i s t yブランドの「宇宙戦艦ヤマト2202 超波動」（2024年10月）、「ゴジラ対エヴァンゲリオン セカンドインパクト G」（2024年12月）であります。

以上の結果、売上高1,077億円（前期比26.7%減）、営業利益438億円（同28.4%減）、販売台数224千台となりました。



eフィーバー戦姫絶唱シンフォギア4 キャロルver.
©Project シンフォギアGX ©Project シンフォギアXV



P ゴジラ対エヴァンゲリオン セカンドインパクト G
TM & © TOHO CO., LTD. ©カラー
©Bisty ©Fields



Lパチスロ かぐや様は告らせたい
©赤坂アカ/集英社・かぐや様は告らせたい製作委員会



Lパチスロ シン・エヴァンゲリオン
©カラー ©Bisty ©Fields

●パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、新規6タイトルを発売いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「Lパチスロ 戦姫絶唱シンフォギア正義の歌」(2024年7月)、「Lパチスロ かぐや様は告らせたい」(2024年9月)、Bistyブランドの「Lパチスロ シン・エヴァンゲリオン」(2025年1月)ですが、2023年7月の発売以降、高稼働を続けている「パチスロ からくりサーカス」をはじめ、複数タイトルの増産も行っております。

以上の結果、売上高634億円(前期比97.4%増)、営業利益356億円(同133.4%増)、販売台数131千台となりました。

●補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高201億円(前期比3.4%増)、営業利益14億円(同7.5%減)となりました。

●その他

その他につきましては、売上高4億円(前期比13.5%増)、営業利益1億円(同13.9%増)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	期 別	第59期 (2024年3月期)	第60期 (2025年3月期)	前期比 増減率 (△は減) %
		金 額 百万円	金 額 百万円	
パチンコ機関連事業		147,042	107,725	△26.7
パチスロ機関連事業		32,143	63,462	97.4
補給機器関連事業		19,497	20,161	3.4
そ の 他		416	472	13.5
合 計		199,099	191,821	△3.7

(注) 上記数値はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除して記載しておりますので、前述のセグメントの概況に記載の前期比増減率と相違する場合があります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は40億円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社社具工具（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）
新機種開発用金型

3. 対処すべき課題

パチンコ・パチスロ業界は、スマート遊技機の普及が進んでおり、特にパチスロ市場はスマスロの登場を起点に好調な稼働状況が継続していることから、順調に普及が進んでおります。また、パチンコ市場は、パチスロ人気に押される形で稼働状況の低迷が続いているものの、スマパチを対象としたゲーム性の拡充が図られ、スマパチにおいて複数のヒット機種が登場するなど、市場環境の改善に向け明るい兆しが見え始めております。一方、パーラーにおいては、新機種導入に際し、機種選定と適正台数の見極め姿勢が強まりを見せていることから、1タイトル当たりの販売台数が低下傾向にあり、遊技機メーカーの競争環境はさらに厳しさを増しております。

このような環境下、当社グループは、従来の常識にとらわれることなく、新規性や技術革新に富んだ商品

開発を推進し、パチンコ・パチスロ市場の活性化に貢献してまいります。さらに、ファン・パーラーから支持される商品開発の推進と、揺るぎないブランド力の構築により、当産業の発展と当社グループのさらなる成長に繋げてまいります。これらの取り組みにより、パチンコ機関連事業では、トップシェアを堅持し、パチスロ機関連事業では、トップグループの一角として存在感を高め、リーディングカンパニーとして業界を牽引する一方、既存事業との相乗効果が期待できる漫画やアニメをはじめとするコンテンツIPの創出・展開を軸にした新規事業にも取り組み、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第57期	第58期	第59期	第60期
		(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)
売上高	(百万円)	84,857	157,296	199,099	191,821
営業利益	(百万円)	21,357	58,532	72,495	73,605
経常利益	(百万円)	22,257	59,341	73,182	74,587
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	18,466	46,893	53,791	53,992
1株当たり当期純利益	(円)	61.01	161.50	203.81	245.93
1株当たり配当額	(円)	100	150	200	100
(内1株当たり中間配当額)	(円)	50	60	150	40
配当性向(連結)	(%)	32.8	18.6	39.3	40.7
総資産額	(百万円)	309,213	365,950	292,119	336,709
純資産額	(百万円)	270,120	310,259	251,579	285,004
自己資本利益率	(%)	6.9	16.3	19.3	20.2

- (注) 1.当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
また、第59期の1株当たり配当額200円は、当該株式分割前の1株当たり中間配当額150円と、当該株式分割後の1株当たり期末配当額50円を合算した金額となっております。株式分割を考慮した場合の年間配当額は80円となります。
- 2.当社は、第59期より役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
- 3.[法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準]（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第60期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 4.第57期は、遊技機規則の改正に伴う2022年1月末を期限とする旧規則機の撤去が行われたことにより、新規機への一定の入替需要に支えられ、パチンコ機・パチスロ機の総販売台数は前年度を上回る結果となりましたが、新規機への移行を機にパーラーの閉店や設置台数の減台などの動きも見られ、厳しい経営環境となりました。一方、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的な半導体等の電子部品の逼迫が続き、一部の機種において販売スケジュールの変更、販売台数の制限を余儀なくされました。こうした中、当社グループでは新規機への入替需要の獲得に向け、電子部品不足の影響を最小限に抑えながら、多種多様な商品を投入した結果、当社グループの主力タイトルであるパチンコ機がパチンコ市場を牽引する好調な稼働を見せ、当社グループのブランド力向上に大きく貢献いたしました。
- 5.第58期は、2022年1月末を期限とする旧規則機の撤去に伴う入替需要の反動減、及び半導体等の電子部品不足の影響などを受け、パチンコ機・パチスロ機の総販売台数は前年度を下回る結果となりました。しかしながら、当社グループでは実績のあるシリーズ機を始め、新規タイプ機を織り交ぜ、ファンの多様な嗜好に沿った商品展開を行い、パチンコ機の販売台数が前期比6割増となり、トップシェアに入り込むことができました。また、パチスロ機においては、業界最速投入となったSANKYOブランドのスマートパチスロ機が、パーラーの期待に応える稼働を見せヒット機種となったことから、販売台数が前期比2.3倍となり、販売シェアの向上を果たすことができました。
- 6.第59期は、スマート遊技機の導入が本格化する中、スマートパチスロ機は継続的にヒット機種が登場し、パチスロ市場全体の稼働を牽引いたしました。一方、スマートパチンコ機はヒット機種が一部にとどまり、販売台数・設置比率ともにスマートパチスロ機が先行している状況が続きました。こうした中、当社グループではパチンコ機において主力シリーズを中心に販売台数を積み上げ、パチンコ機の販売台数シェアは30%を超え、2年連続でトップシェアを獲得することができました。また、パチスロ機につきましても、スマート化への対応を積極的に推進し、2022年11月の業界最速投入を皮切りに、時流をとらえた商品開発によって複数の高稼働機種を創出するなど、パチスロ市場でも販売シェアの向上を果たし、当社グループの存在感を高めることができました。
- 7.第60期の営業成績については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 主要な事業内容

遊技機（パチンコ機、パチスロ機）の製造及び販売
補給機器等の設計施工及び販売

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三共エクセル	250	100	合成樹脂製品、電子部品の製造販売
株式会社ビスティ	450	100	遊技機の製造販売
株式会社ジェイビー	364	100	遊技機の製造販売

7. 企業集団の主要拠点等

会 社 名	名 称	所 在 地
(株)SANKYO	本 社	東 京 都 渋 谷 区
	三 和 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
	札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市 豊 平 区
	仙 台 支 店	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
	北 関 東 支 店	群 馬 県 高 崎 市
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市 中 川 区
	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市 浪 速 区
	広 島 支 店	広 島 県 広 島 市 中 区
	福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市 博 多 区
	(注) 上記の他、営業所が15ヶ所あります。	
(株)三共エクセル	—	群 馬 県 み どり 市
(株)ビスティ	—	東 京 都 渋 谷 区
(株)ジェイビー	—	東 京 都 渋 谷 区

8. 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
886	8	44.8	18.8

(注) 従業員数は就業人員であります。

II 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 500,000,000株
 (2)発行済株式の総数 220,928,929株 (自己株式39,071,071株を除く。)
 (3)当期末株主数 22,116名
 (4)大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	35,736	16.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	14,550	6.58
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380055	11,252	5.09
毒島秀行	8,000	3.62
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 505001	4,575	2.07
毒島 壮	4,339	1.96
毒島章子	4,000	1.81
株式会社マーフコーポレーション	4,000	1.81
J P モルガン証券株式会社	3,918	1.77
小森雅子	3,072	1.39

- (注) 1.持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2.当社は、自己株式39,071,071株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 なお、自己株式には、役員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式1,320,000株は含まれておりません。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	30,000株	1名

- (注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては、「IV会社役員に関する事項6. 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。
 2.上記は、退任した当社取締役に対して交付されたものであります。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	保有者数
取締役	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (2014年7月22日)	528個	普通株式 264,000株	1円	2014年7月23日から 2064年7月22日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2015年度新株予約権 (2015年7月23日)	467個	普通株式 233,500株	1円	2015年7月24日から 2065年7月23日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2016年度新株予約権 (2016年7月21日)	541個	普通株式 270,500株	1円	2016年7月22日から 2066年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (2017年7月21日)	541個	普通株式 270,500株	1円	2017年7月22日から 2067年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2018年度新株予約権 (2018年7月20日)	423個	普通株式 211,500株	1円	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2019年度新株予約権 (2019年7月19日)	445個	普通株式 222,500株	1円	2019年7月20日から 2069年7月19日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2020年度新株予約権 (2020年7月17日)	675個	普通株式 337,500株	1円	2020年7月18日から 2070年7月17日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2021年度新株予約権 (2021年7月21日)	542個	普通株式 271,000株	1円	2021年7月22日から 2071年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2022年度新株予約権 (2022年7月21日)	548個	普通株式 274,000株	1円	2022年7月22日から 2072年7月21日まで	3名

(注) 1.当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、目的となる株式の数は調整されております。
2.監査等委員である取締役が保有する新株予約権等はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
取 締 役 会 長	毒 島 秀 行	
代表取締役社長CEO兼COO	石 原 明 彦	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小 倉 敏 男	商品本部長
取 締 役	鶴 岡 淳 子	秘書室長
取締役（常勤監査等委員委員長）	五 十 嵐 洋 子	
取締役（監査等委員）	石 山 俊 明	
取締役（監査等委員）	木 谷 太 郎	
取締役（監査等委員）	山 崎 博 行	
取締役（監査等委員）	三 浦 巖 嗣	

- (注) 1. 監査等委員である取締役のうち、木谷太郎氏、山崎博行氏、三浦巖嗣氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役のうち、木谷太郎氏、山崎博行氏、三浦巖嗣氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 3. 監査等委員委員長である取締役五十嵐洋子氏は、経理部長及び管理部門の責任者や執行役員を歴任していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、当社グループの組織・業務に精通しており、当社の企業活動等の適正性を判断する豊富な見識・経験を有しております。監査等委員である取締役石山俊明氏は税理士としての豊富な実務経験と、税務および会計に関する専門的な知見を有しております。監査等委員である取締役木谷太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。監査等委員である取締役山崎博行氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知見を有しております。監査等委員である取締役三浦巖嗣氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。
 4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集、その他監査の実効性を高めるため、当社グループの組織・業務に精通している五十嵐洋子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 5. 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。
 6. 2024年6月27日付で富山一郎氏は、代表取締役副社長執行役員COOを退任いたしました。
 7. 2024年6月27日付で真田芳郎、野田典義の両氏は、監査役を退任いたしました。
 8. 当期中の組織変更
 2024年4月1日付で次のとおり組織変更が行われました。
 (1) 営業本部に【販売管理部】を新設いたしました。意思決定を速め、営業拠点への細やかな販売フォローと管理体制を実現するためであります。
 (2) 【秘書室】を新設いたしました。秘書業務を統括・管理するためであります。
 9. 2025年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
小 倉 敏 男	代表取締役専務執行役員 商品本部長	取締役専務執行役員 商品本部長

2. 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役	石 原 明 彦	(株)ゲームカード・ジョイコホールディングス	社 外 取 締 役
取 締 役	山 崎 博 行	(株) U A C J	社 外 監 査 役
取 締 役	三 浦 巖 嗣	ペイクラウドホールディングス(株)	取 締 役 会 長

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 取締役を兼務しない執行役員（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	役職及び担当
専務執行役員	東 郷 裕 二	営業本部長
専務執行役員	高 橋 博 史	管理本部長 兼 経営企画部長
常務執行役員	高 井 克 昌	製造本部長
常務執行役員	安 藤 正 登	知的財産本部長
常務執行役員	毒 島 壮	情報システム本部長
常務執行役員	長 谷 川 浩 二	商品本部副本部長
常務執行役員	高 林 慎 悟	商品本部副本部長
常務執行役員	井 上 卓	管理本部副本部長 兼 経理部長
常務執行役員	赤 石 昌 大	管理本部副本部長 兼 総務部長
常務執行役員	堤 順 一	商品本部 商品部長
常務執行役員	依 田 英 之	商品本部 業務部長
常務執行役員	羽 地 隆	商品本部 購買部長
執行役員	周 藤 圭 二	製造本部副本部長 兼 三和工場長
執行役員	猶 井 亮	営業本部副本部長 兼 販売戦略部長

(注) 2025年4月1日付で執行役員の異動がありました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
井 上 卓	常務執行役員 経営企画部副部長	常務執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長
井 東 真 一 (新任)	執行役員 事業企画部長	事業企画部長

6. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役会は以下の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、決定方針）を決議しております（2021年2月8日決議、2024年6月27日改定）。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、当社の業績並びに企業価値の持続的・安定的向上に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益との連動性を高めた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職務内容、業績、貢献度等を踏まえた水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び賞与としての業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬により構成しております。社外取締役の報酬等については、その職務に鑑み、基本報酬のみで構成しております。監査等委員である取締役の報酬等については、基本報酬と、業績に連動しない固定報酬としての賞与で構成しております。

① 基本報酬

基本報酬は、毎月末に定期同額給与を支給する固定報酬としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等

業績連動報酬（賞与）は、7月の賞与支給日に支給することとし、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において、前期の連結営業利益の達成度合いを基本に、当期の経営環境等も勘案して、標準額に対して0%から150%の範囲で決定するものとしております。また、執行役員（賞与）についても、取締役と同様の方法で、業績連動を図るものとしております。なお、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）には、業績に連動しない固定報酬としての賞与を支給するものとしております。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬としております。当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社の取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。固定部分と業績連動部分の割合を1：4とし、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において、前期の連結営業利益の達成度合いを基本に決定し、毎年一定の時期にポイントとして付与するものとしております。なお、執行役員についても、取締役と同様の方法で、業績連動型株式報酬を付与するものとしております。

業績連動報酬及び非金銭報酬等は、取締役会で定めた算定方式に基づき決定するものとしませんが、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等も踏まえて、取締役会において決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）並びに非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）は、当社が本業による利益として重要視する連結営業利益を指標とし、各年度の連結営業利益の達成状況、並びに株式価値の変動により報酬の額が変動するため、報酬割合は増減しますが、標準額の支給となる場合、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の割合は、概ね5：3：2を基本として決定しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は、「I 企業集団の現況に関する事項4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移」に記載しております。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は4名。）。2024年6

月27日開催の第59回定時株主総会において、上記に記載の取締役の報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬の額を年額500百万円以内かつ62.5万株以内と決議しております（同定時株主総会終結時の本制度の対象となる取締役の員数は4名。）。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は5名。）。なお、監査等委員である取締役の報酬は、独立性・客観性の観点から固定報酬のみで構成されており、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(3)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	1,220 (1)	420 (1)	468 (—)	331 (—)	7 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	63 (8)	63 (8)	—	—	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	7 (1)	7 (1)	—	—	4 (2)

(注) 1.非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬に関わる当事業年度中の費用計上額であります。

2.当社は、2024年6月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

7. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）山崎博行氏の兼職先である株式会社UACJと当社との間には、特別な関係はありません。また、社外取締役（監査等委員）三浦巖嗣氏の兼職先であるペイクラウドホールディングス株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会及び監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役（監査等委員） 木谷太郎	取締役会 13回中13回 監査等委員会 4回中4回	弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、客観的かつ公正な発言を行っており、コーポレート・ガバナンスに貢献している。
取締役（監査等委員） 山崎博行	取締役会 13回中12回 監査等委員会 4回中3回	会計の専門家としての見識と公正性・透明性の視点をもって、経営全般に対する助言や提言を行っており、業務執行に対する監督などの役割を適切に果たしている。
取締役（監査等委員） 三浦巖嗣	取締役会 10回中10回 監査等委員会 4回中3回	経営者としての経験と高い見識を有しており、それらの経験に基づき、経営全般に対し、独立した客観的な立場から監督、助言を行い取締役会の監督機能などの実効性を強化している。

(注) 監査等委員である取締役のうち、三浦巖嗣氏の出席状況につきましては、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積もりの相当性などを検証し、審議した結果、これらについて適正であると判断した為、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、同条の規定に従い、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容の概要

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び執行役員で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとし、また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとし、加えて、標語化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

- (2) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うもの

とします。なお、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとし、また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとし、

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとし、また、内部監査室及び「サステナビリティ委員会」等は、当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとし、なお、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとし、

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、経営上の重要な意思決定や取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行に関する監督を行うため定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとし、さらに、

当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

(5) 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する目的のもと監査等委員会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署

との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員で事前に協議した上で決定するものとします。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査等委員の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査等委員の同意を得た上で決定するものとします。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査等委員は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に報告・説明を求めることが

できるものとしします。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査等委員へ報告するものとしします。

なお、監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査等委員が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとしします。

また、監査等委員は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとしします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2024年6月27日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監査・監督機能の一層の強化や、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性の向上を図っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンス、リスク管理体制

当社は、毎月開催している「経営会議」において、コンプライアンスに関する課題、各部門から報告されたリスク情報に関する対策などについて、迅速かつ的確な意思決定及び執行指示を行っております。

コンプライアンス体制の基礎として、独自に作成した業務執行の心得を標語化し、当社グループの全役員・従業員に周知徹底させております。具体的には、文書の配付、社内への掲示、社内イントラネット上での公開を行うとともに、各部門の実状に即した運用により、日常における行動基準として浸透を図っております。また、新入社員・中途採用社員及び新任管理職等の階層に応じた研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っているほか、経営企画部法務課が時宜に沿ったテーマを取り纏めた資料を作成し、関連部署に共有することでコンプライアンスの重要性を啓蒙しております。

このほか、反社会的行為に関わらないよう、取引先との契約書等に反社会的勢力の排除に関する項目を盛り込むとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、研修等への参加により得た情報を社内で共有化しております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役監査等委員3名）で構成され、当事業年度におきましては13回開催し、経営上の重要な意思決定や取締役の職務執行に関する監督を適切に行っております。また、取締役会の議案や報告事項について十分に検討できるよう、事務局が事前に各取締役へ資料を配布し審議事項の説明を行っております。

(3) 監査等委員の職務執行

監査等委員会は社外取締役監査等委員3名を含む5名で構成され、当事業年度におきましては監査等委員会を4回、監査等委員会設置会社へ移行する前に監査役会を1回開催しております。また、監査等委員は取締役会の出席や、会計監査人及び内部監査室と意見交換・情報共有などを行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。このほか、監査等委員は社長との様々なコミュニケーションを通じて、事業環境及び経営上の課題などを把握し、監査の実効性を高めております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は法令及び規程等の遵守、業務プロセスの適正性の確保に重点を置いた内部監査計画書を期初に策定し、当社及び当社グループ各社を対象に同計画書に基づいた監査を実施しております。往査やオフサイト監査を通じて、潜在するリスクの抽出を行うとともに、被監査部門に問題があれば改善を促し、その結果及び改善状況を定期的に社長及び監査等委員会に報告しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、連結配当性向40%を目安とした業績連動型配当を行うことを基本方針としております。ただし、1株当たりの年間配当金については下限を20円と設定し、安定配当の要素も取り入れることとしております。

上記配当方針に基づき、当期の配当につきましては1株につき100円（うち中間配当40円、連結の配当性向は40.7%）を予定しております。なお、当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。ただし、剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会とする方針です。今後の利益配分及び内部留保の活用方法につきましては、業績連動型配当を基本としつつ、成長のための事業投資、自己株式取得による機動的な株主還元などに適正な配分となるよう有効活用してまいります。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	294,541	流動負債	41,860
現金及び預金	180,064	支払手形及び買掛金	12,623
受取手形	5,662	未払法人税等	16,769
売掛金	10,331	契約負債	16
電子記録債権	6,400	賞与引当金	870
有価証券	59,985	株主優待引当金	154
商品及び製品	3,441	その他	11,426
仕掛品	133	固定負債	9,844
原材料及び貯蔵品	15,934	株式給付引当金	933
有償支給未収入金	9,881	退職給付に係る負債	5,254
その他	2,720	資産除去債務	76
貸倒引当金	△13	その他	3,580
固定資産	42,167	負債合計	51,704
有形固定資産	27,482	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	5,881	株主資本	280,936
機械装置及び運搬具	1,060	資本金	14,840
工具、器具及び備品	3,099	資本剰余金	23,750
土地	17,335	利益剰余金	290,721
建設仮勘定	105	自己株式	△48,375
無形固定資産	327	その他の包括利益累計額	2,478
ソフトウェア	290	 其他有価証券評価差額金	 2,524
その他	37	退職給付に係る調整累計額	△46
投資その他の資産	14,357	新株予約権	1,590
投資有価証券	5,349	純資産合計	285,004
長期貸付金	24	負債純資産合計	336,709
繰延税金資産	7,740		
その他	1,264		
貸倒引当金	△22		
資産合計	336,709		

連結損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		191,821
売上原価		79,492
売上総利益		112,328
販売費及び一般管理費		38,723
営業利益		73,605
営業外収益		991
営業外費用		8
経常利益		74,587
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	539	540
特別損失		
固定資産廃棄損	10	
減損損失	113	124
税金等調整前当期純利益		75,003
法人税、住民税及び事業税	22,281	
法人税等調整額	△1,270	21,010
当期純利益		53,992
親会社株主に帰属する当期純利益		53,992

連結株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	256,751	△48,686	246,654
当期変動額					
剰余金の配当			△19,872		△19,872
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,992		53,992
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△150	276	126
株式給付信託による 自己株式の処分				34	34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	33,970	310	34,281
当期末残高	14,840	23,750	290,721	△48,375	280,936

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,240	△32	3,208	1,716	251,579
当期変動額					
剰余金の配当					△19,872
親会社株主に帰属する 当期純利益					53,992
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					126
株式給付信託による 自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△716	△14	△730	△126	△856
当期変動額合計	△716	△14	△730	△126	33,424
当期末残高	2,524	△46	2,478	1,590	285,004

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	265,330	流動負債	36,590
現金及び預金	158,518	買掛金	14,196
受取手形	4,760	未払金	6,642
売掛金	9,348	未払費用	259
電子記録債権	5,509	未払法人税等	14,051
有価証券	59,985	契約負債	5
商品及び製品	2,417	預り金	363
仕掛品	133	前受収益	72
原材料及び貯蔵品	10,424	賞与引当金	781
前渡金	264	株主優待引当金	154
前払費用	1,548	その他	63
有償支給未収入金	12,214	固定負債	9,297
その他	220	株式給付引当金	916
貸倒引当金	△15	退職給付引当金	4,807
固定資産	40,793	資産除去債務	76
有形固定資産	25,224	長期預り保証金	1,132
建物	4,950	その他	2,364
構築物	53	負債合計	45,887
機械及び装置	576		
運搬具	10	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	3,064	株主資本	256,120
土地	16,461	資本金	14,840
建設仮勘定	105	資本剰余金	23,750
無形固定資産	310	資本準備金	23,750
ソフトウェア	277	利益剰余金	265,906
電話加入権	33	利益準備金	2,555
投資その他の資産	15,257	その他利益剰余金	263,350
投資有価証券	5,157	別途積立金	201,501
関係会社株式	2,972	繰越利益剰余金	61,849
出資金	273	自己株式	△48,375
長期貸付金	24	評価・換算差額等	2,524
破産更生債権等	22	その他有価証券評価差額金	2,524
長期前払費用	16	新株予約権	1,590
繰延税金資産	5,867	純資産合計	260,235
その他	946	負債純資産合計	306,123
貸倒引当金	△22		
資産合計	306,123		

損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		179,338
売上原価		84,757
売上総利益		94,581
販売費及び一般管理費		30,775
営業利益		63,806
営業外収益		
受取配当金	12,413	
その他	552	12,965
営業外費用		8
経常利益		76,763
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	539	540
特別損失		
固定資産廃棄損	10	
減損損失	113	124
税引前当期純利益		77,179
法人税、住民税及び事業税	19,130	
法人税等調整額	△1,088	18,041
当期純利益		59,138

株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,840	23,750	23,750	2,555	201,501	22,733	226,791
当期変動額							
剰余金の配当						△19,872	△19,872
当期純利益						59,138	59,138
自己株式の取得							
自己株式の処分						△150	△150
株式給付信託による自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	39,115	39,115
当期末残高	14,840	23,750	23,750	2,555	201,501	61,849	265,906

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△48,686	216,694	3,240	3,240	1,716	221,651
当期変動額						
剰余金の配当		△19,872				△19,872
当期純利益		59,138				59,138
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	276	126				126
株式給付信託による自己株式の処分	34	34				34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△716	△716	△126	△842
当期変動額合計	310	39,426	△716	△716	△126	38,584
当期末残高	△48,375	256,120	2,524	2,524	1,590	260,235

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKYOの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内基明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKYOの2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

会計監査人の監査報告書

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

監査等委員会の監査報告書

- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5月16日

株式会社 SANKYO 監査等委員会
(登記社名 株式会社三共)
常勤監査等委員 五十嵐洋子 ㊟
監査等委員 石山俊明 ㊟
監査等委員 木谷太郎 ㊟
監査等委員 山崎博行 ㊟
監査等委員 三浦巖嗣 ㊟

(注) 監査等委員木谷太郎、監査等委員山崎博行及び監査等委員三浦巖嗣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要があるときはあらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)
(ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。 公告掲載URL https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

